

諫早湾地域振興基金の今後のあり方に関する方針

平成 29 年 2 月 6 日（公財）諫早湾地域振興基金理事会 決議

平成 29 年 3 月 17 日（公財）諫早湾地域振興基金評議員会決議

1 現状と課題

- 国営諫早湾干拓事業に伴う諸課題に対応するため、諫早湾地域振興基金（以下「基金」という。）においては、過去、潮受け堤防内漁業者の転業対策や諫早市・雲仙市の水質保全対策等に貢献し、現在は、諫早湾地域の水産振興に重点的に取り組むとともに、干拓事業で新たに形成された資源（場所）の修景や環境美化、利活用の促進にも取り組んでいる。

この内、重点的に取り組んでいる水産振興については、諫早湾の漁業生産額に占める割合や事業効果を考慮し、カキ・アサリの増養殖のための助成や調査研究を基金の中核的な事業として実施しているが、現段階では、カキの生産基盤整備・生産技術向上及びアサリの資源回復などが推進の途上にある。

したがって、基金事業は、当面、継続する必要があるが、低金利（超低金利、マイナス金利）の影響で十分な収益を確保できない状況が続き、しかも収益の不足を補填してきた特定資産（高金利の時期に積み立てた資産で、退職給付引当資産を除く）が平成 29 年度早期には枯渇する見込みである。

2 方針の策定

- 以上のことから、今後の基金における事業の方式、助成の程度、体制・人件費、財源等について、以下のとおり方針を策定する。
- なお、国が諫早湾を含む有明海の再生の取組を加速させるため有明海振興基金（仮称）を提案しているので、これが基金の役割・事業等に影響を与える場合は、必要な見直しを行うものとする。

現時点では有明海振興基金の行方や具体的内容が不明であることから、以下の方針では、有明海振興基金を考慮していない。

3 この方針の対象期間

- 現状では、重点的に取り組んでいる水産振興がいまだ推進の途上にあるため、基金の使命は終わっていないが、いつまで基金事業を行う必要があるかについて長期の見通しが立てられる状況にはないことから、この方針の対象期間は当面の5ケ年間(平成29～33年度)とする。

4 事業の見直し ～枠事業方式の導入等～

- 基金事業については、これを見直し、基金のこれまでの取組による事業効果を維持促進するために運用益(注1)が不足するときは基本財産を一部処分してでも実施すべき事務事業と、運用益の範囲内で実施すべき事務事業とを区分する方式を導入する。

具体的には、「事業効果維持促進枠」を創設し、基金の事務事業(費用)の内、諫早湾地域の振興上、関係機関が共通して特に必要とみなす次の(1)～(4)の事務事業(費用)については、事業効果維持促進枠の枠内経費として位置づけ、基金の財源不足が解消するまでの間、枠内経費に充てるため、一時的に基本財産の一部処分を認めるものとし(注2)、枠内経費とみなされない事務事業(枠外経費)については、運用益の範囲内に収めるものとする。

(注1) 平成29年度は、退職給付引当資産を除く特定資産等の残がまだあるので、運用益にこれを加えた額。

(注2) 枠内経費には、基本財産の一部処分による財源を充てることができるが、運用益に枠外経費に充当した後の残額があるときは、この残額を枠内経費の一部に充て、運用益の残額で充当できなかった部分の枠内経費に、基本財産の一部処分による財源を充てる。

- なお、地域振興関係の助成事業費が水産振興関係の助成事業費の1割程度しかないことから、枠外経費の中では、地域振興関係の助成事業(自然干陸地等、干拓事業で新たに形成された資源の修景や環境美化、利活用などの活動に対する助成)に優先的に運用益を配分するものとする。

また、4県協調の取組(国費100%)と十分に連携して効果的な事業推進を図ることとする。

(1) 基金運営費

- ・ 安定した公益財団法人運営を行うための基金運営費は枠内経費とする。
 - ◇人件費並びに公益目的事業会計及び法人会計の事務費

(2) 維持促進が必要な中核的事业

- ・ 諫早湾の漁業生産額の概ね7、8割余りをカキ・アサリが占めていること、他方、魚類や甲殻類は、成長後、諫早湾外に出ていくこと、ノリ養殖は、漁場面積が限られているため、これ以上の生産拡大が難しいことなどから、事業効果を考慮し、カキとアサリの生産のための取組が、基金にとっての現段階における中核的事业となっている。
- ・ 水産振興の内、カキ・アサリの生産のための事業は、カキの生産基盤整備・生産技術向上やアサリの資源回復等がいまだ途上にあり、当面、維持促進する必要があるため枠内経費とする。
なお、カキ・アサリの生産のための上乗せ助成事業は、ベースとなる補助金に変更があれば必要な見直しを行う。

(3) 緊急対策事業

- ・ 大規模災害等によってこれまでの事業効果が減殺されるおそれがあるために緊急対策として実施する必要がある事業は、枠内経費とすることができる。

(4) その他戦略枠事業

- ・ その他、諫早湾干拓事業に伴う諸課題に対応するために戦略的に取り組む必要がある事業として、今後、理事会・評議員会が認めたものは、枠内経費とすることができる。

- 水産関係調査研究事業については、実施中の調査研究に実用化(または撤退等)の目途をつけるところまで継続する。

なお、県総合水産試験場・水産業普及指導センターの調査研究や漁協の要望事項等の中で、基金において実証試験すべきものがないか

県・関係市・関係漁協と検討し、新たな調査研究テーマがでてきたときは、この限りではない。

[実施中の調査研究テーマ]

- ・地元カキの天然採苗・養殖実用化試験
- ・アサリ漁場の生息基盤改良試験（採苗袋、礫・転石活用等）
- ・マガキシングルシード「華漣」の養殖技術改良試験

5 助成の程度の見直し

- 助成の程度については、枠外経費の内、過去の経過も踏まえ、基金単独助成事業に限定して改定し、次の①、②のように引き下げるものとする。

①水産関係の基金単独助成事業（定額助成）の助成上限額を100万円から70万円に引き下げる。

なお、枠外経費につき、運用益不足時は別途、削減の可能性あり。

②地域振興関係の基金単独助成事業（定額助成）の助成上限額を100万円から80万円に引き下げる。

なお、上記4のとおり、この助成事業には運用益を優先配分する。

6 体制・人件費の見直し

- 体制については、助成事業、水産関係調査研究事業ともに推進の途上にあるため、現行体制のままとする。

ただし、水産関係調査研究事業が終了したときは、この限りではない。

- ※ プロパー職員の給与等の見直し内容については、個人情報に準じる情報や他団体の事業情報に準じる情報が含まれているため、この資料では省略している。

7 事務費の見直し

- 事務費については、引き続き節約に努めるものとする。

8 基本財産の一部処分による財源確保

- 上記の見直しを行った上で、なお基金の収益を上回る費用が生じる場合は、当面、事業効果維持促進枠の枠内経費についてのみ、基本財産の一部処分によって得た財源を充てることができるものとする。

基本財産の一部処分に関する基準や手続き等については、別に定める。

なお、基本財産の一部処分を行う場合は、出捐自治体と事前に協議した上で、理事会の承認及び評議員会の承認を得なければならない。

9 状況変化への対応

- 今後、諫早湾地域の状態や、国が提案している有明海振興基金(仮称)の行方、金利の動向、その他諫早湾地域をとりまく情勢等、基金のおかれた状況が、この方針の前提や想定を超えて変化した場合は、必要に応じこの方針を適宜再検討するものとする。